

○厚生労働省告示第三百三十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である千葉県薬剤師会検査センターについて、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十五年八月一日をもつてその住所及び試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十月十七日

厚生労働大臣 田村 憲久

変更前の試験検査を行う事業所の所在地

変更後の試験検査を行う事業所の所在地

千葉県千葉市中央区出洲港十四番十二号

千葉県千葉市緑区大野台二丁目三番三十六号